茨城県信用農業協同組合連合会

令和5年台風第13号の被災により借入金の返済が困難になった個人のお客さまへ

このたびの台風により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

「令和5年台風第13号」については、本県は3市(日立市、高萩市、北茨城市)に 災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイ ドライン」の対象災害となりました。

被災により、お借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除や債務の減額を受けることができます。

本件に関するお問い合わせ窓口にて、ご相談を受け付けております。

当会は、台風による被害や影響を受けられたお客さまの復興に向け、お客さまの状況 に応じたあらゆるサービスを積極的に提供してまいります。お客さまの一日も早い復興 を心よりお祈り申し上げます。

## 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

(一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページに リンクしています。)

以 上

【本件に関するお問い合わせ】 茨城県信用農業協同組合連合会 営業部 029 - 232 - 2031 農業部 029 - 232 - 2033